

福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの測定結果について

平成 29 年 2 月 13 日(月)

原子力規制委員会

1. 目的・内容

原子力規制委員会では、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の影響のあった地域における空間線量率の変化を確認するため、発電所から 80km 圏内及び圏外について継続的に航空機によるモニタリングを実施している。

今般、福島県及びその近隣県における平成 28 年 11 月 18 日時点(事故から約 68 か月後)の空間線量率の分布マップを作成した。

2. 方法

- 調査対象 : 福島県、宮城県、岩手県南部、山形県東部、茨城県、群馬県、栃木県、千葉県北部及び埼玉県東部における地表面から 1m 高さの空間線量率
- 測定実施日 : 平成 28 年 9 月 14 日～11 月 18 日
- 使用航空機 : 民間ヘリコプターBell412、S76、Bell430
- 測定高度 : 対地高度で約 300m
- 測定値 : 測定は 1 秒ごとに行い、1 測定点の値(計数率(cps))は航空機下部の直径約 600m(高度により変化)の円内を平均化したものである。
- 空間線量率への換算 : 調査対象地域に設定したテストポイントにおいて、サーベイメータを用いて測定された地表面から 1m 高さの空間線量率($\mu\text{Sv/h}$)と、その上空で測定された計数率(cps)から換算係数を求め、各測定点の上空で測定した計数率から、この換算係数を用いて地表面から 1m 高さの空間線量率を求めている。
- 調査実施機関 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

3. 結果

- 平成 28 年 11 月 18 日時点(事故から約 68 か月後)の福島県及びその近隣県における地表面から 1m 高さの空間線量率の分布マップを別紙 1 に示す。本マップは、得られた値を調査の最終日である平成 28 年 11 月 18 日時点に補正している。
- 平成 28 年 10 月 15 日時点(事故から約 67 か月後)の 80km 圏内における地表面から 1m 高さの空間線量率の分布マップを別紙 2 に示す。本マップは、得られた値を調査の最終日である平成 28 年 10 月 15 日時点に補正している。

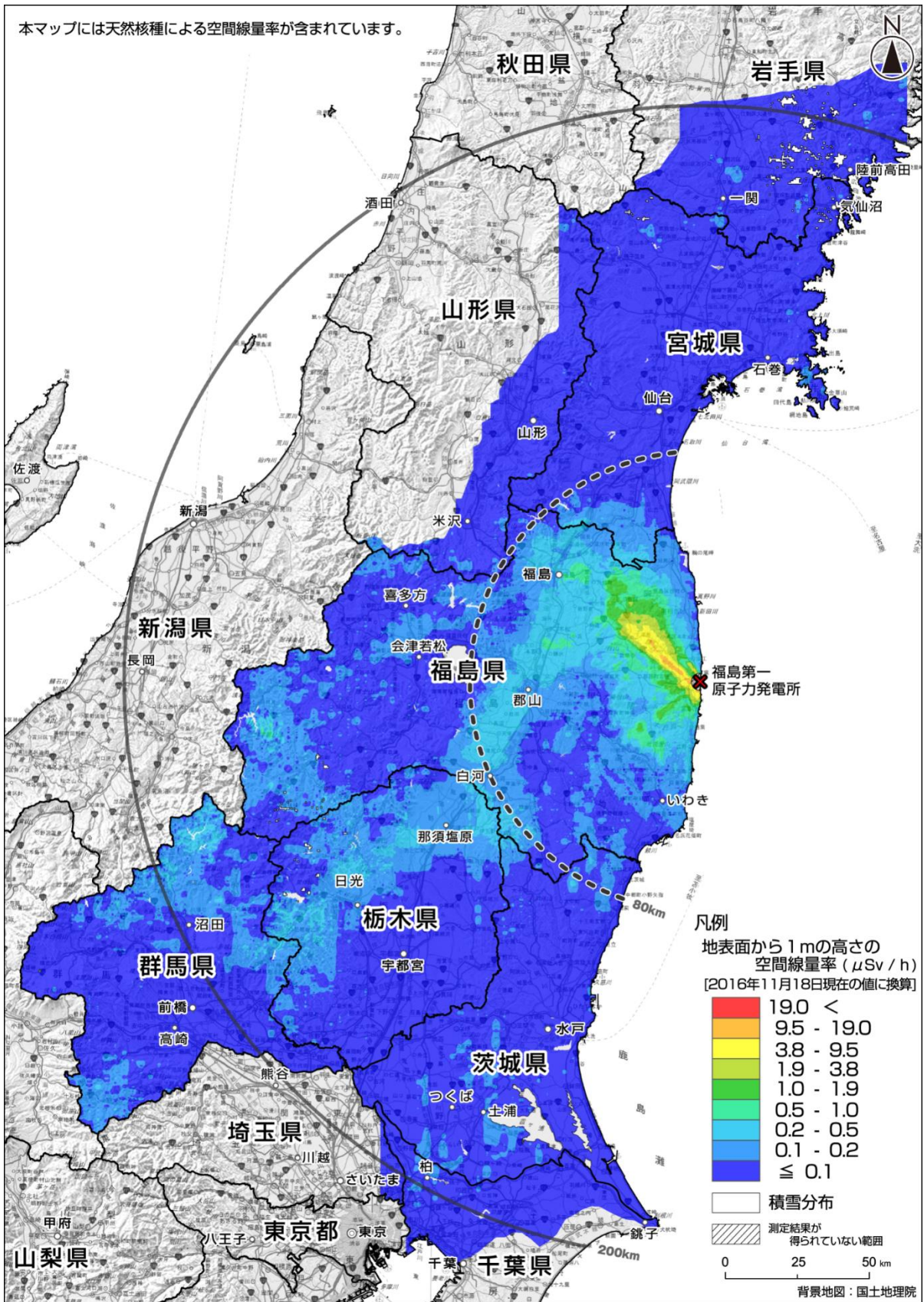
以上

(参考)

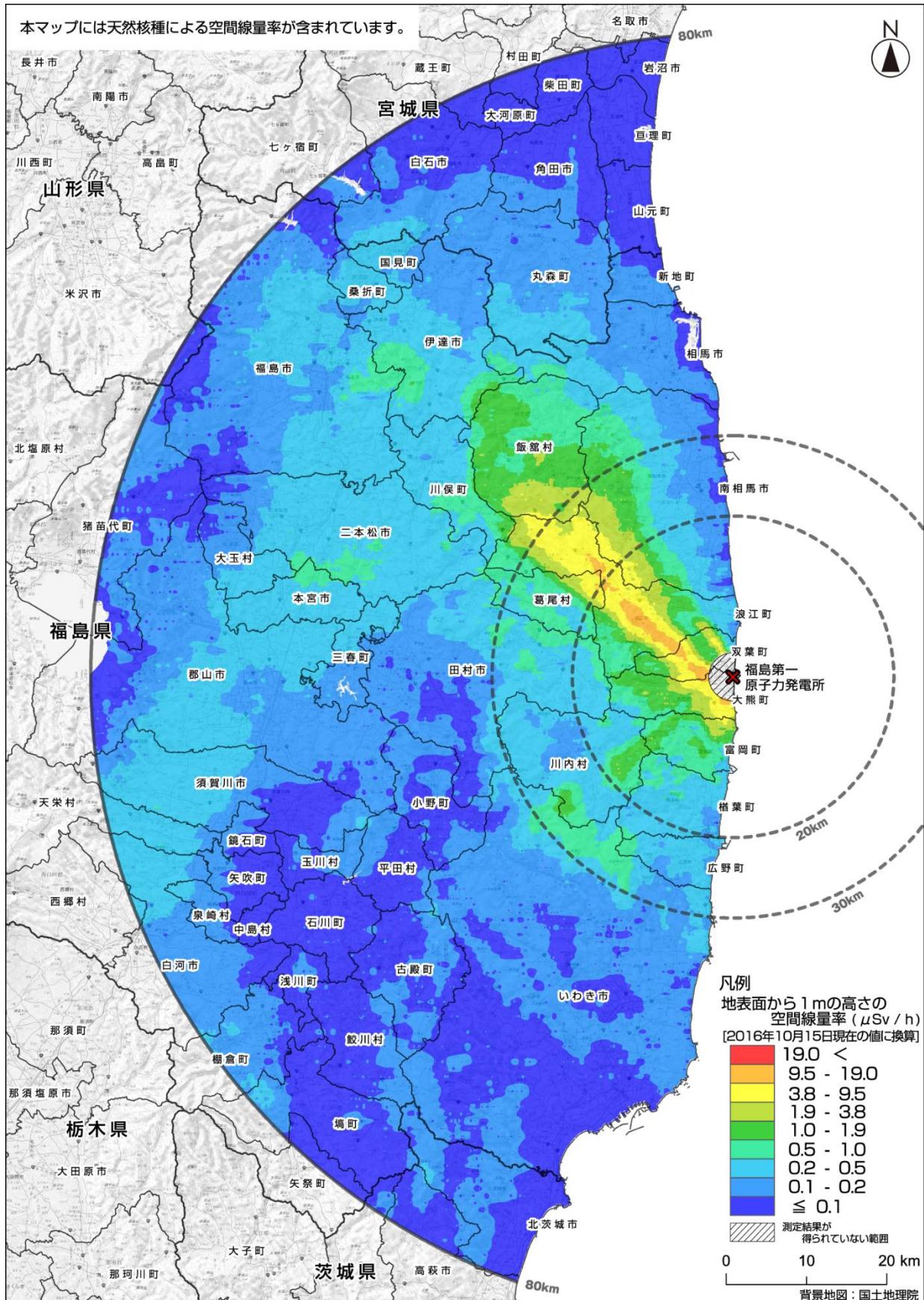
- 80km 圏内における空間線量率の分布マップの推移を参考1に示す。
- 以下のサイトにおいて関連する情報を提供している。

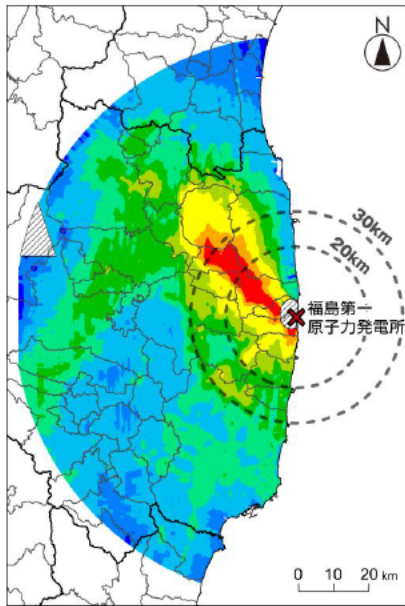
<http://ramap.jaea.go.jp/map/> 放射線量等分布マップ拡大サイト

福島県及びその近隣県における空間線量率の分布マップ
 (平成 28 年 11 月 18 日時点(事故から約 68 か月後))

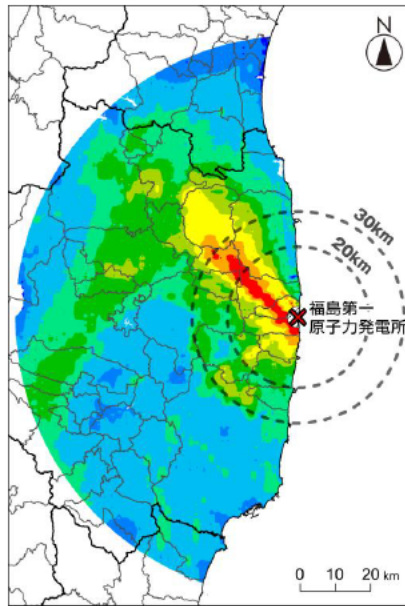


80 km 圏内における空間線量率の分布マップ
 (平成 28 年 10 月 15 日時点(事故から約 67 か月後))

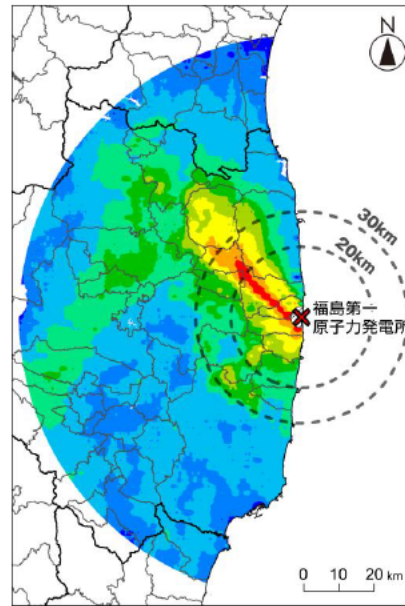




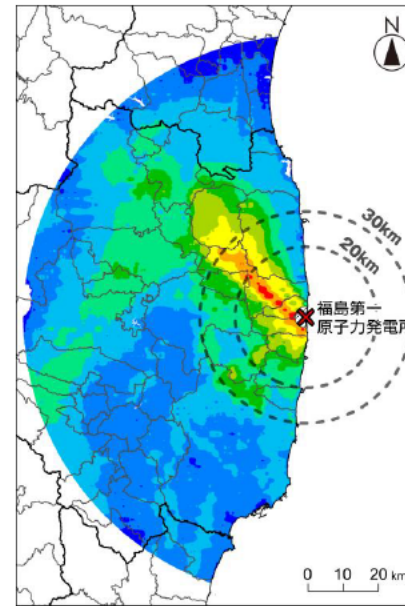
事故 1 か月後



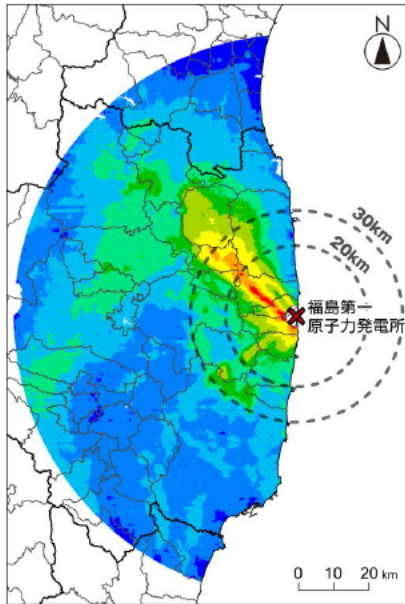
事故 7 か月後



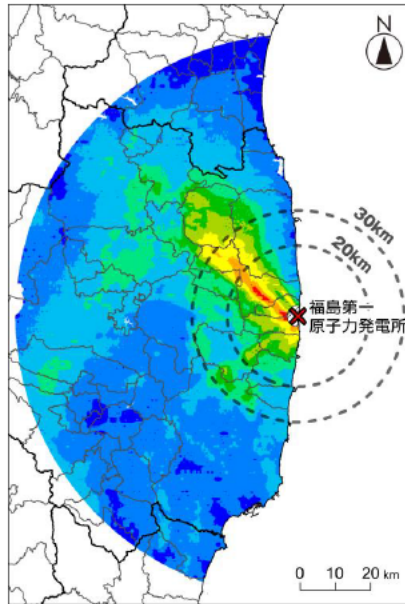
事故 15 か月後



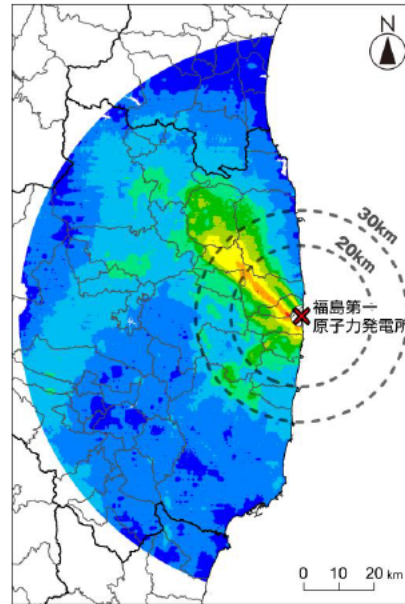
事故 20 か月後



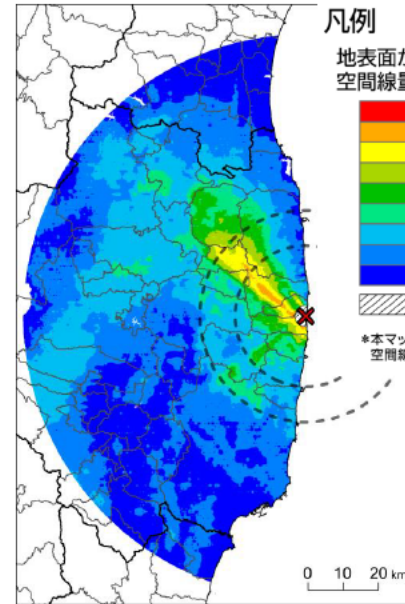
事故 30 か月後



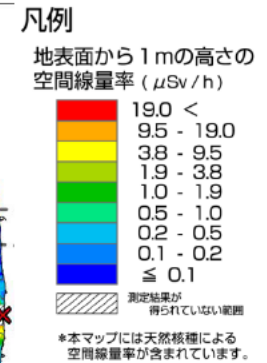
事故 42 か月後



事故 54 か月後



事故 67 か月後



帰還・生活再建に向けた総合的な支援策

① 民間賃貸住宅等家賃への支援

(1) 対象世帯

応急仮設住宅等に避難している世帯のうち、収入要件を満たし、供与期間終了後も民間賃貸住宅等で避難生活を継続することが必要な世帯。

なお、県内避難者については、妊婦・子ども世帯、避難生活の長期化に伴い、指定難病や障がい（障害等級第1、2級）のため避難先の特定の病院での治療を必要とする世帯を対象とする。

○避難指示区域からの避難世帯、原子力損害賠償（住居確保損害及び家賃に係る賠償）の対象となる世帯は支援対象外。

○一定条件（手狭、家賃が低廉な住宅への転居）のもとで現在居住している都道府県内（県内は避難先の市町村内、東京都・神奈川県・埼玉県への避難世帯は、関東地方内）で転居する世帯も対象とする。

(2) 収入要件

基準額「月額所得21万4,000円以下」の世帯を対象とする。

○母子避難など二重生活世帯については「子ども・被災者支援法」に基づく公営住宅入居の優先的取扱いに準じて、世帯全体の所得を2分の1として取り扱う。

(3) 対象期間

平成29年1月分から平成31年3月分まで。

○制度を公表した平成27年12月25日以降の賃貸借契約を対象とする。

(4) 補助率、補助額

○平成29年1月～平成30年3月分 家賃等の2分の1 一月当たり最大3万円

○平成30年4月～平成31年3月分 家賃等の3分の1 一月当たり最大2万円

○住宅の賃貸借契約に係る初期費用の補助 定額10万円

② 住宅確保等への取組

(1) 公営住宅等の確保に向けた取組

応急仮設住宅等からの退去後、住宅確保が困難な世帯に対し、公営住宅等への優先的な入居や、空き住戸の活用による支援を進める。

[福島県県営住宅]

○子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者のうち応急仮設住宅等の入居者を対象に新たな優先枠を設け、中通りの住宅を中心に170戸提供。

[県外の公営住宅等]

○子ども・被災者支援法に基づく優先入居や独自支援を要請。

取組事例：東京都300戸、埼玉県150戸、新潟県80戸、神奈川県70戸など

いずれも有償での入居となります。

[雇用促進住宅]

○東日本の一部の空き住戸（約400戸）について、新たな入居先として提供。
※雇用促進住宅の入居者資格を満たす必要あり。

[UR賃貸住宅]

○①の対象世帯について、新規入居申込時の資格要件を緩和し、基準月収額算定方法の特例を設定。

(2) 意向調査等の実施

○郵送調査（平成28年1月）

○戸別訪問（平成28年5月～平成29年2月）

(3) 避難者住宅確保・移転サポート事業(平成29年1月～)

○県内の自力で賃貸住宅が見つからない世帯や保証人の確保が困難な世帯等を訪問し、不動産会社への付き添いや、諸手続きに係る支援を行う。

<①民間賃貸住宅等家賃への支援に関するお問い合わせ先（通話料無料）>

福島県民賃等補助金事務センター 0800-800-0218、0800-800-0261、0800-800-0273

<その他のお問い合わせ先>

福島県被災者のくらし再建相談ダイヤル
0120-303-059

③ 移転費用の支援

○福島県ふるさと住宅移転補助金
平成27年12月14日受付開始。

<対象世帯>
県内外の応急仮設住宅等から県内（県内避難世帯は避難元市町村）の自宅等へ移転した世帯。
※平成29年3月末までに完了する移転が対象。

<補助額> ()内は単身世帯
県外からの移転 10万円（5万円）
県内からの移転 5万円（3万円）

応急仮設住宅供与終了に向けた避難者の住まいの確保状況について

- 意向調査や3回の戸別訪問により、4月以降の住まいを確保できた世帯は **12,088世帯(98.8%)**
- 現在選定中などにより住まいが未確定の世帯は119世帯(1.0%)
- 戸別訪問や電話連絡等によっても面会できずに不在の世帯は32世帯(0.2%)
(H29.3.31現在、単位:世帯)

	確定済・ 移転済	未確定	不在	合計
県内	6,442	56	23	6,521
	98.8%	0.9%	0.3%	100%
県外	5,646	63	9	5,718
	98.7%	1.1%	0.2%	100%
合計	12,088	119	32	12,239
	98.8%	1.0%	0.2%	100%

【今後の対応】

- 未確定の世帯に対しては、避難元・避難先自治体等と連携を図りながら、住まいが確保できるよう引き続き支援していく。
- 不在の世帯に対しては、避難元自治体と連携を図りながら、避難元調査・親族調査等を実施し、可能な限り避難者と接触を図り意向の確認に努める。
- 確定済・移転済の世帯に対しても、必要に応じ復興支援員などによる戸別訪問や全国各地に設置した生活再建支援拠点における対面・電話相談等により、必要な支援を継続する。

〈参考〉

4月以降の住まいの確保先について

※戸別訪問等で意向を確認できた8,744帯(戸別訪問前にすでに移転済等により確保先が不明の世帯を除く)の状況。

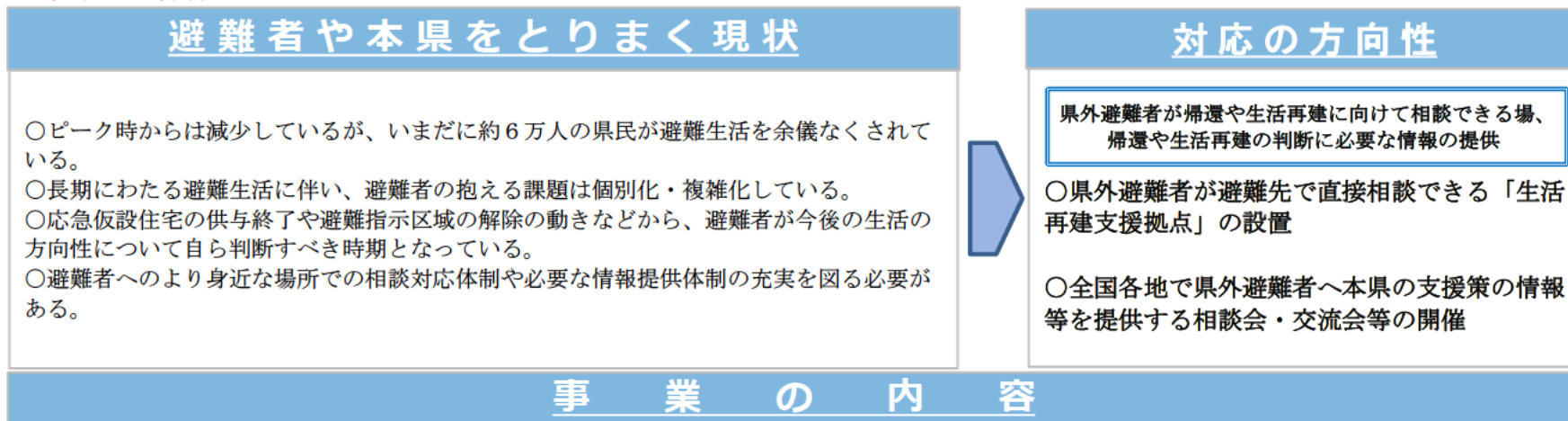
- 県内の避難者は、避難元へ帰還するという世帯が66.6%で最も多くなっている。
- 県外の避難者は、避難先で生活を継続するという世帯が78.2%で最も多くなっている。

(H29.3.31現在、単位:世帯)

	福島県 (避難元)	避難先	避難先、 避難元以外	合計
県内	2,639	936	388	3,963
	66.6%	23.6%	9.8%	100%
県外	876	3,736	169	4,781
	18.3%	78.2%	3.5%	100%
合計	3,515	4,672	557	8,744
	40.2%	53.4%	6.4%	100%

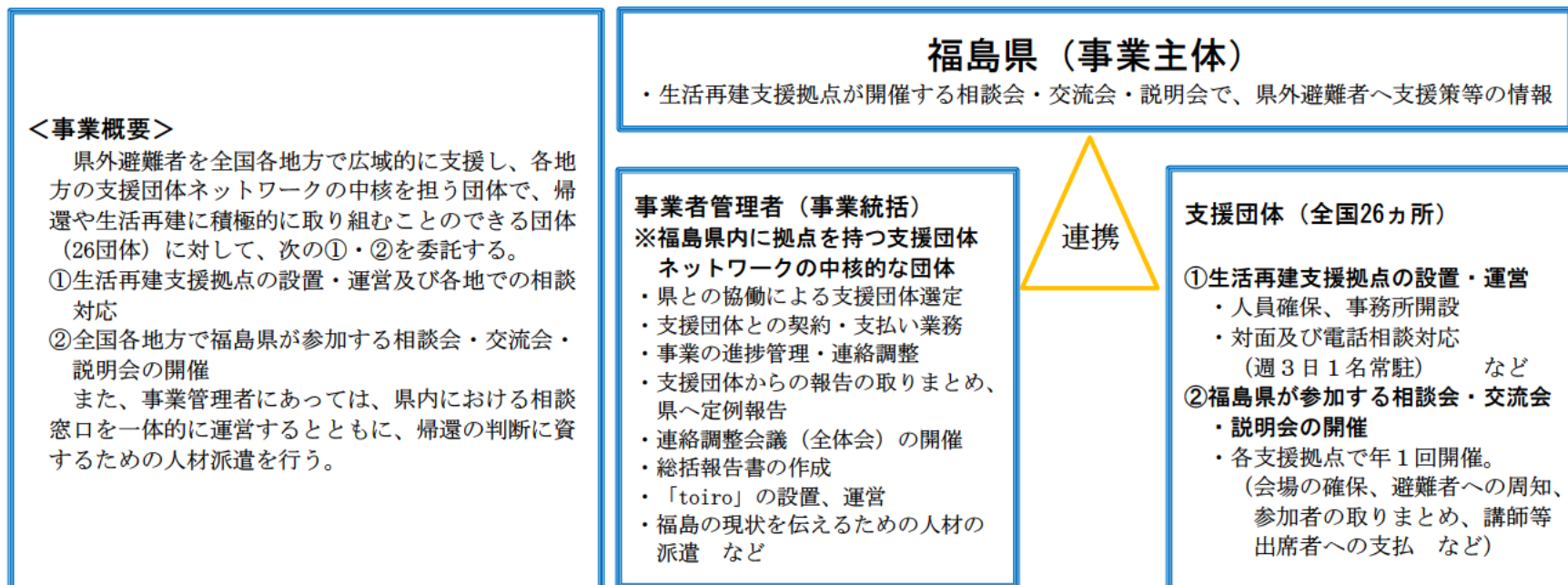
県外避難者等への相談・交流・説明会事業

1 事業の全体像



事業の内容

【主な役割分担】



2 生活再建支援拠点の配置イメージ

※①「ふくしまの今とつながる相談室『toiro』の設置」事業との連動

相談者（県外避難者）が必要とする「福島における支援情報等」については、支援拠点から依頼を受けた「toiro」（福島）が情報等を集集し、支援拠点に提供する。

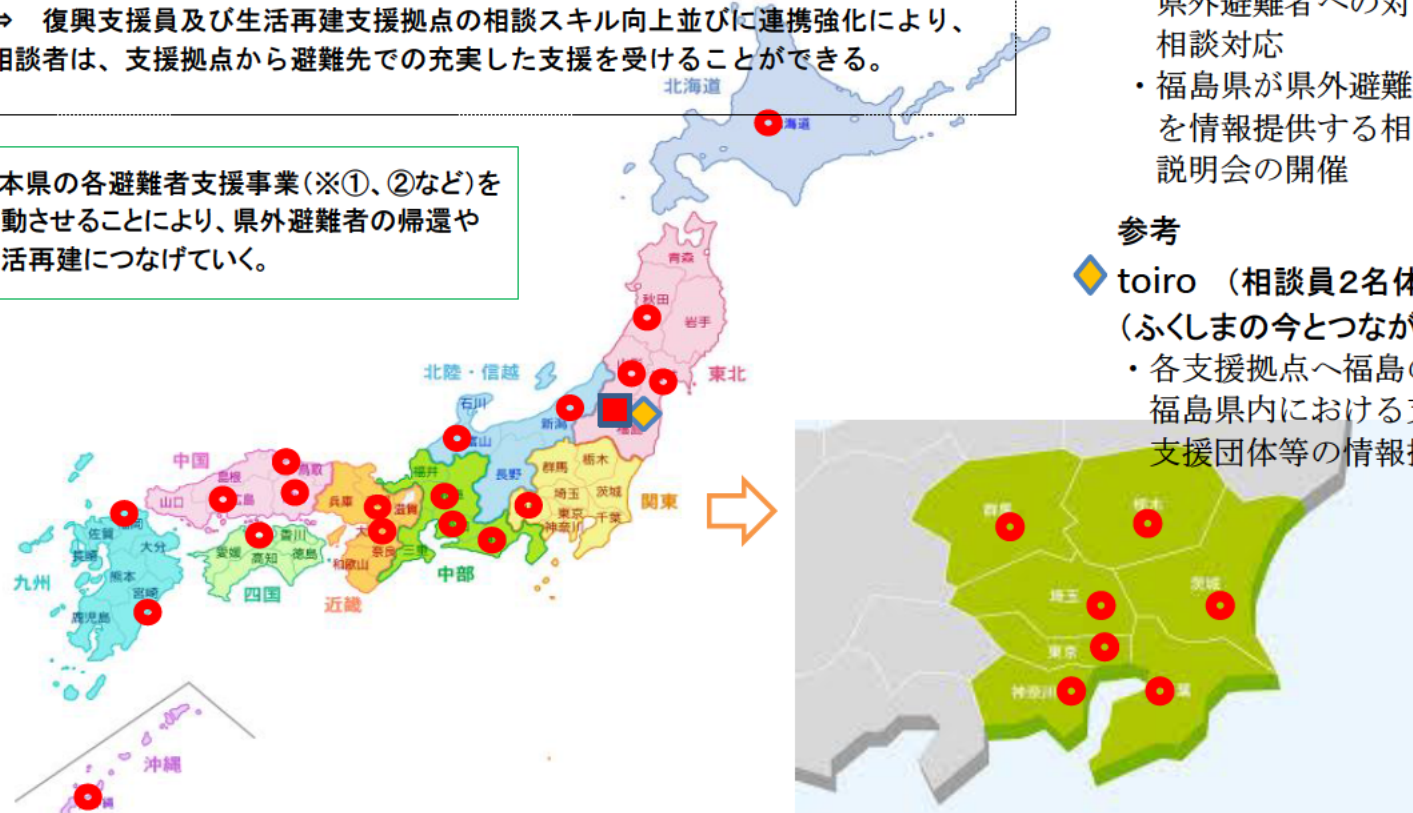
⇒ 相談者は、避難先や福島における必要な支援情報等を避難先（支援拠点）で一括して、対面・電話で受け取ることができる。

※②「復興支援員及び生活再建支援拠点の活動の側面支援」事業との連動

避難者支援に関する全国的なネットワーク組織と連携し、復興支援員・生活再建支援拠点を対象とした研修会の開催や復興支援員・生活再建支援拠点間の情報共有・連携の場の提供などの側面支援を受けることで、各々の相談業務能力の向上、支援者間のネットワーク構築を図る。

⇒ 復興支援員及び生活再建支援拠点の相談スキル向上並びに連携強化により、相談者は、支援拠点から避難先での充実した支援を受けることができる。

本県の各避難者支援事業(※①、②など)を連動させることにより、県外避難者の帰還や生活再建につなげていく。



- 受託事業者（1団体・5名程度）
 - ※運営：福島に拠点がある中核団体
 - ・各拠点の統括
 - ・連絡調整会議（全体会）の開催

● 生活再建支援拠点（全国26か所）

- ※運営：支援団体（各拠点：1名体制）
- ・帰還や生活再建に向けた県外避難者への対面・電話での相談対応
- ・福島県が県外避難者に支援策等を情報提供する相談会、交流会、説明会の開催

参考

- ◆ toiro（相談員2名体制）（ふくしまの今とつながる相談室）
 - ・各支援拠点へ福島の現状や福島県内における支援情報、支援団体等の情報提供

○県外避難者が避難先で直接相談できる「生活再建支援拠点」

エリア	団体名	住所	アドレス	相談日/時間/連絡先
北海道	特定非営利活動法人 北海道NPOサポートセンター	〒064-0808 北海道札幌市中央区南8条西2丁目5-74 市民活動プラザ星園201号	soudanf@npo-hokkaido.org	来所/月・水・金 電話・メール/月～金 10:00～18:00 TEL:011-200-0973
青森県 岩手県 秋田県	特定非営利活動法人 あきたパートナーシップ	〒010-1403 秋田県秋田市上北手荒巻字塚切24-2	info2340@akita-partnership.jp	月～金 10:00～21:00 TEL:018-829-2140
宮城県	一般社団法人 みやぎ連携復興センター	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-1-17 やまふくビル3階	f-soudan@renpuku.org	火、水、金 10:00～17:00 TEL:080-9259-7049
山形県	特定非営利活動法人 山形の公益活動を応援する会・アミル	〒990-0828 山形県山形市双葉町2-4-38 双葉中央ビル3階	soudan@amill.org	来所/月・火・木 電話・メール/月～金 9:00～17:00 TEL:023-674-0606
茨城県	茨城県内への避難者・支援者ネットワーク ふうあい ねっと	〒310-0056 茨城県水戸市文京2-1-1 茨城大学教育学部A棟413	fuai.soudan@gmail.com	火・水・木 9:30～16:30 TEL:070-3182-4044
栃木県	認定特定非営利活動法人 とちぎボランティアネットワーク	〒320-0027 栃木県宇都宮市塙田2-5-1 共生ビル3階	tvnet1995@ybb.ne.jp	火・水・金 10:00～17:00 TEL:028-622-0021
群馬県	ぐんま暮らし応援会	〒370-3521 群馬県高崎市棟高町519	kurashi-ouenkai@bb.wakwak.com	月～金(祝祭日除く) 9:00～17:00 TEL:027-386-6560
埼玉県	福島県県外避難者相談センター (特定非営利活動法人埼玉広域避難者支援センター)	〒330-0061 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番21号 埼玉県勤労者福祉センター(ときわ会館)1階	fukushima_soudan@yahoo.co.jp	月～木 9:00～17:00 TEL:0120-60-7722
千葉県	認定特定非営利活動法人 ちば市民活動・市民事業サポートクラブ	〒262-0023 千葉県千葉市花見川区検見川町3丁目159-2	ftsoudan@npoclub.com	来所/月・火・水 10:00～17:00 電話/月～金 10:00～17:00 TEL:080-5418-7286
東京都	特定非営利活動法人医療ネットワーク支援センター	※訪問の際は右記の電話番号にあらかじめお電話いただき、予約をお願い致します。 〒231-0011 神奈川県横浜市中区太田町4-47 コーワ太田町ビル7階 ※来所される際は、事前にご連絡ください。	soudan@medical-bank.org	月～金 17:00～20:30 TEL:03-6911-0584
神奈川県	特定非営利活動法人 かながわ避難者と共にあゆむ会	〒231-0011 神奈川県横浜市中区太田町4-47 コーワ太田町ビル7階 ※来所される際は、事前にご連絡ください。	ayumi.tomoni@gmail.com	来所/月～金(日祝休) 13:00～17:00 電話/月～土 12:00～19:00 TEL:0120-122-884
新潟県	新潟県精神保健福祉協会	〒950-0994 新潟県新潟市中央区上所2-2-3 新潟ユニゾン プラザ ハート館2階	fukushima-niigata@bz04.plala.or.jp	電話・来所/ 月・火・木 9:30～16:30 電話 水・金 18:00～21:00 TEL:0120-783-217
山梨県 長野県	東日本大震災・山梨県内避難者と支援者を結ぶ会	〒409-3803 山梨県中央市若宮49-7	musubukai@ycca.jp	月～金 (祝祭日を除く) 9:00～17:00 TEL:055-274-7722
富山県 石川県 福井県	一般社団法人 石川県災害ボランティア協会	〒920-3125 石川県金沢市荒屋町イ7-5	fuku-shien@spacelan.ne.jp	日・火・木・金・土 10:00～12:00、15:00～19:00 TEL:0800-123-1446 (フリーダイヤル)
静岡県	福島県県外避難者支援者相談センター	〒420-0068 静岡県静岡市葵区田町1丁目70-1 静岡県青少年会館内	fukushima.katei@gmail.com	火・水・金 9:00～16:30 TEL:0120-42-2828 TEL:054-275-2828
愛知県	愛知県被災者支援センター	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸3-2-1 愛知県東大手庁舎1階	center@aichi-shien.net	月～金 (祝祭日を除く) 10:00～17:00 TEL:052-954-6722
岐阜県 三重県	認定特定非営利活動法人 レスキューストックヤード	〒461-0001 愛知県名古屋市中区泉1-13-34 名建協2階	fksm@rsy-nagoya.com	来所/月・水・木 電話・メール/月～金 (祝祭日を除く) 10:00～18:00 TEL:052-212-8155
滋賀県 京都府	特定非営利活動法人 和(なごみ)	〒600-8833 京都府京都市下京区七条大宮西入西酢屋町1 O	info@fucco-nagomi.com	月・水・金 10:00～17:00 TEL:075-353-5181
大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	関西広域避難者支援センター	〒540-0012 大阪府大阪市中央区谷町2丁目2-20 2F 市民活動スクエア「CANVAS谷町」	kansaihinan@gmail.com	月・火・金 10:00～16:00 TEL:070-5346-9311 070-5269-9311
岡山県	一般社団法人 ほっと岡山	〒700-0807 岡山県岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館ゆうあい センター2F 1号室	hotokayama@gmail.com	火・木・金 10:00～16:00 TEL:070-5670-5676
鳥取県	とっとり震災支援連絡協議会	〒680-0051 鳥取県鳥取市若桜町31 カナイビル1F	support@tottori-shien.org	月～金 (祝日休) 9:00～18:00 TEL:0857-22-7877
島根県 広島県 山口県	ひろしま避難者の会「アスチカ」	〒733-0003 広島県広島市西区三篠町2丁目15-5	fukushima.seikatsu.hir@gmail.com	火・水・金 10:00～16:00 TEL:0120-24-2940
徳島県 香川県 愛媛県 高知県	特定非営利活動法人 えひめ311	〒790-0871 愛媛県松山市東一万町2 第3森ビル1階 協働オフィス内	ehime311@yahoo.co.jp	月・水・金 10:00～17:00 第2・第4土 12:00～15:00 TEL:089-993-8329 070-5515-2217
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県	被災者支援ふくおか市民ネットワーク	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前3-27-24 博多タナカビル8F	info@snet-fukuoka.org	月・水・金 10:00～18:00 TEL:092-409-3891
大分県 宮崎県 鹿児島	『うみがめのたまご』～3.11ネットワーク～	〒880-0844 宮崎県宮崎市柳丸町121-3 パストラル柳丸 I-101	askme@umitama.info	火・木・土 第1日 10:00～16:00 ※1月のみ第2日 TEL:0985-25-2810
沖縄県	福島避難者のつどい沖縄じゃんがら会 (特定非営利活動法人まちなか研究所わくわく)	〒901-2121 沖縄県浦添市内間2-10-8	soudanoki@gmail.com	月～土 10:00～16:00 TEL:080-6498-6720
全国	ふくしまの今とつながる相談室toiro (一般社団法人福島連携復興センター)	〒960-8062 福島県福島市清明町1-7 大河原ビル2F		月・水・金(祝祭日除く) 10:00～17:00 TEL:024-573-2731

○生活再建支援拠点とは

福島県から県外に避難されている方が、避難先で直接帰還や生活再建に向けて必要な情報を入手したり、相談できる拠点です。その他相談・交流会等も開催しています。

福島県が復興庁の被災者支援総合交付金を活用し、地域のNPO等に委託して全国26か所に設置しています。

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

29年度予算額 200.1億円【復興】

（28年度予算額 220.3億円）

事業概要・目的

- 被災者支援については、震災から6年が経過し、避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、復興の進展に伴う課題への対応が必要となっている。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

<主な内容>

- ① 被災者の移転に伴うコミュニティ形成や、既存のコミュニティとの融合といった被災地の課題に対応するための活動を支援。
- ② 仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。
- ③ 仮設住宅で長期避難を続け、閉じこもりがちな高齢者の交流機会を創る活動や、被災地の将来を担う子どもや若者のケアなどの「心の復興」事業を支援。
- ④ 自宅再建や生活再建のための相談支援体制を整備。
- ⑤ 県外避難者や帰還される方の相談支援、自主避難者の方々への情報提供など、避難者・被災者支援を実施。

事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

- | | |
|---------------|---------------|
| ①被災者支援総合事業 | |
| ・住宅・生活再建支援 | ・コミュニティ形成支援 |
| ・「心の復興」 | ・避難者・被災者支援 |
| ・高齢者等日常生活サポート | ・被災者支援コーディネート |

II. 被災者の日常的な見守り・相談支援

- ②被災者見守り・相談支援事業

III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

- ③仮設住宅サポート拠点運営事業

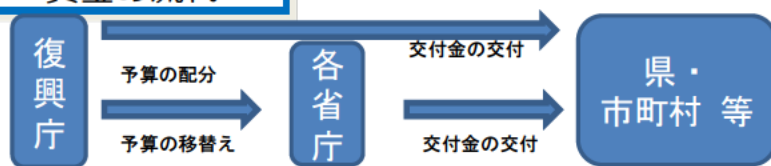
IV. 被災地における健康支援

- ④被災地健康支援事業

V. 子どもに対する支援

- ⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
- ⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
- ⑦仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業

資金の流れ



期待される効果

- 被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

県外避難者支援事業(被災者支援総合交付金)

趣 旨

- 避難生活が長期化する中で、県外避難者等の帰還・生活再建を促進するための相談支援・情報提供は、引き続き重要。
- 特に、福島県では、平成29年3月末で自主避難者に対する仮設住宅の提供が終了し、県による新たな支援策に移行したこと、また、帰還困難区域を除く区域の避難指示が解除されたことから、避難者の帰還・生活再建を円滑に進めるため、相談支援・情報提供の取組について、重点的な支援を図る。

事業の概要

- ① 県外避難者への相談支援を行うNPO等支援団体の活動支援
- ② 県外避難者が身近な場所で相談・交流できる「生活再建支援拠点」の設置(26拠点)
- ③ 県外避難者の帰還・生活再建に係る情報提供、説明会・交流会の開催
- ④ 避難元自治体の現状理解や、帰還後のネットワーク形成を支援するための福島県内における交流・相談会の開催

避難先(県外)

NPO等支援団体



県外避難者等

① 日常的な相談支援活動の実施

② 避難元自治体の現状の理解促進を図るための交流・相談会の開催(帰還者モニターの参画)

③ 帰還や生活再建に係る説明会の開催

避難元

NPO等支援団体



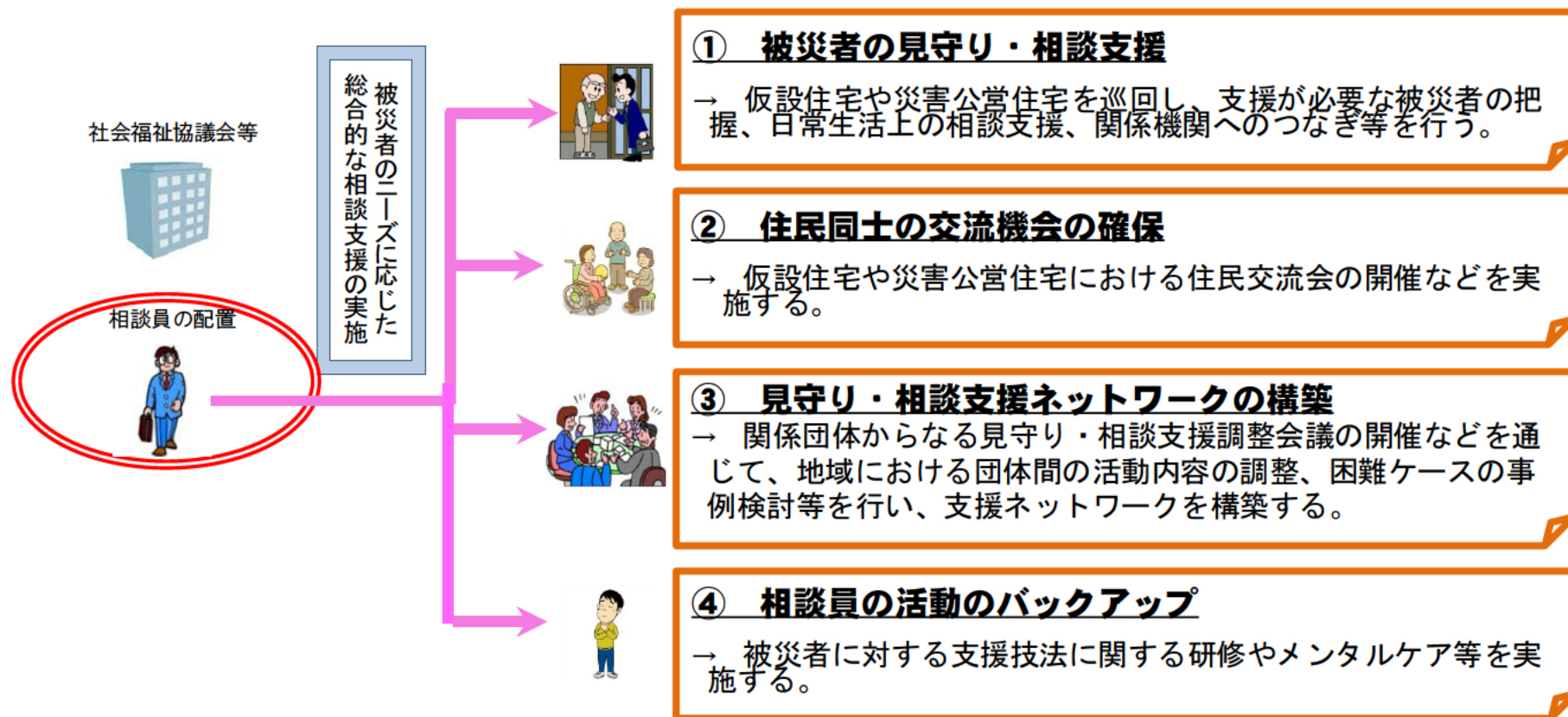
県外避難者等

県外避難者等の帰還後のネットワーク形成を支援するための交流・相談会の開催(県外避難者モニターの参画)

被災者見守り・相談支援事業概要

平成29年度予算：被災者支援総合交付金（復興特会）
200億円の内数（10/10）

- 仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、被災者がそれぞれの地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことができるよう、社会福祉協議会等に相談員を配置し、以下のような取組を総合的に行う。



東日本大震災被災者の心のケア支援事業

平成29年度予算額：14億円

心のケアセンターを設置するための経費として、岩手県・宮城県・福島県に補助金を交付

岩手県こころのケアセンター

平成24年2月15日開設
受託団体：岩手医科大学
平成29年4月1日現在：職員数50名

中央センター
久慈地域センター
宮古地域センター
釜石地域センター
大船渡地域センター

みやぎ心のケアセンター

平成23年12月1日開設
受託団体：宮城県精神保健福祉協会
平成29年4月1日現在：職員数71名

基幹センター
石巻地域センター
気仙沼地域センター

ふくしま心のケアセンター

平成24年2月1日開設
受託団体：福島県精神保健福祉協会
平成29年4月1日現在：職員数61名

基幹センター
県北方部センター
県中県南方部センター
会津方部センター
いわき方部センター
相馬方部センター

心のケアセンターの主な業務

- 被災者への個別相談支援
- 心の健康に関する情報収集、普及啓発、人材育成
- 運営委員会の設置

(参考) 福島復興再生基本方針（平成29年6月30日閣議決定）抜粋

第3部 福島全域の復興及び再生

第4 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

2 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための基本的な施策

(10) その他安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置

ア 被災者の見守り・心のケア等

避難生活の長期化に伴って見守り、生活支援等に対するニーズが高まっている状況を踏まえ、被災者が安定的な日常生活を営むことができるようにするため、生活支援相談員の資質向上等に関する福島県の取組を支援するとともに、仮設住宅や災害公営住宅等で生活する高齢者等に対する日常的な見守りや相談支援、被災者の移転に伴うコミュニティの形成や既存のコミュニティとの融合等に対するコミュニティ形成支援、高齢者等の日常生活における困りごと等へサポート、被災者の円滑な住宅移転や住宅・生活再建に向けた相談対応、避難先での生活支援を行うNPOなどへの支援を行う地方公共団体の取組を一体的に支援する。

また、多様な課題を抱える被災者に対応するため、相談員など関係者のこれまでの知見を活かし、相談支援の充実を図る。

原子力災害による避難者・被災者は、避難生活の長期化や新たな住まいへの移転等に伴う様々な悩み・不安を抱え、それがひいては精神面の問題にも及ぶおそれがあるなど、ややもすると心身の健康を損ねかねない状況に置かれているため、避難者・被災者に対するきめ細かな心のケアを実施していくことが必要である。

専門的な心のケアが特に必要な被災者のため、被災者の心のケア支援事業の充実・改善に取り組む。具体的には、①心のケアセンター間の連携強化、②福島県外避難者に対する相談体制の充実、③福島県の避難者の相談事例の集約とフィードバックを行う。

また、避難者・被災者は様々な生活の悩みや不安を抱えている中で、その相談先も専門的な心のケアを実施する機関に限られないため、相談を受けた機関において適切に対応できるようにすることも重要である。このため、県内外避難者を支援する多様な生活相談関係者や心のケア関係者等の連携強化・情報共有に取り組むなど、相談対応の充実及び各種の生活相談と専門的な心のケアとの連携の強化を支援する。

被災児童生徒就学支援等事業

平成29年度予算額 62億円(前年度予算額 80億円)

【東日本大震災復興特別会計】

<事業概要>

- 東日本大震災により経済的理由から、就学等が困難となった幼児児童生徒に、就学支援等を実施
- 既存の就学支援事業等において、震災に伴う対象者増や単価増に伴う都道府県等の負担を交付金として全額国庫で支援

<参考>

- 平成26年度までは「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」として、平成23年度から26年度までの4年間で総額約444億円を措置し、基金事業として実施。平成26年度復興庁行政事業レビュー「公開プロセス」のとりまとめ結果を踏まえ、複数年度分の所要額を措置した従来の基金方式を見直し、平成27年度から全額国庫負担の単年度の交付金(被災児童生徒就学支援等事業交付金)として計上。
- 平成29年度予算においては過去の執行実績を踏まえ、所要額を計上。(引き続き平成28年度と同様のスキームで実施。)

<具体的施策>

【幼稚園等】

(対象者) 震災により幼稚園等への就園支援が必要となった世帯の幼児
(震災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児も含む)

(補助率) 10/10

(対象経費) 保育料、入園料

(対象事業) 市町村等において行う幼稚園就園奨励事業等



【小・中学校】

(対象者) 震災により就学困難となった児童生徒

(補助率) 10/10

(対象費目) 学用品費、通学費、学校給食費、医療費 等

(対象事業) 市町村において行う就学援助事業

※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



【高等学校】

(対象者) 震災により修学困難となった生徒

(補助率) 10/10

(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業

※ 都道府県において、貸与要件の緩和や返還時の柔軟な対応を行うことで、手厚い修学支援が可能



【私立学校】

(対象者) 震災により就学等困難となった幼児児童生徒

(補助率) 10/10

(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業



【特別支援(幼・小・中・高)】

(対象者) 震災により就学困難となった幼児児童生徒
(震災により支弁区分が変更となった者も含む)

(補助率) 10/10

(対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業



【専修学校・各種学校】

(対象者) 震災により、職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒

- ・ 専修学校高等課程・専門課程: 修業年限1年以上
- ・ 専修学校一般課程、各種学校: 原則修業年限2年以上

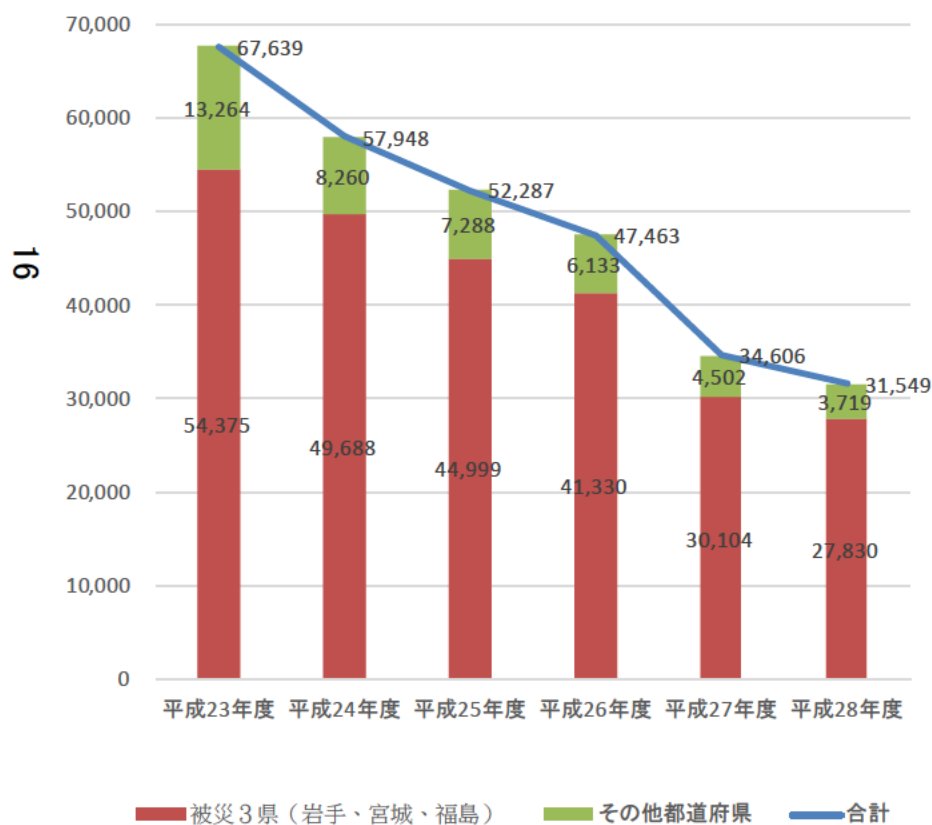
(補助率) 10/10

(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

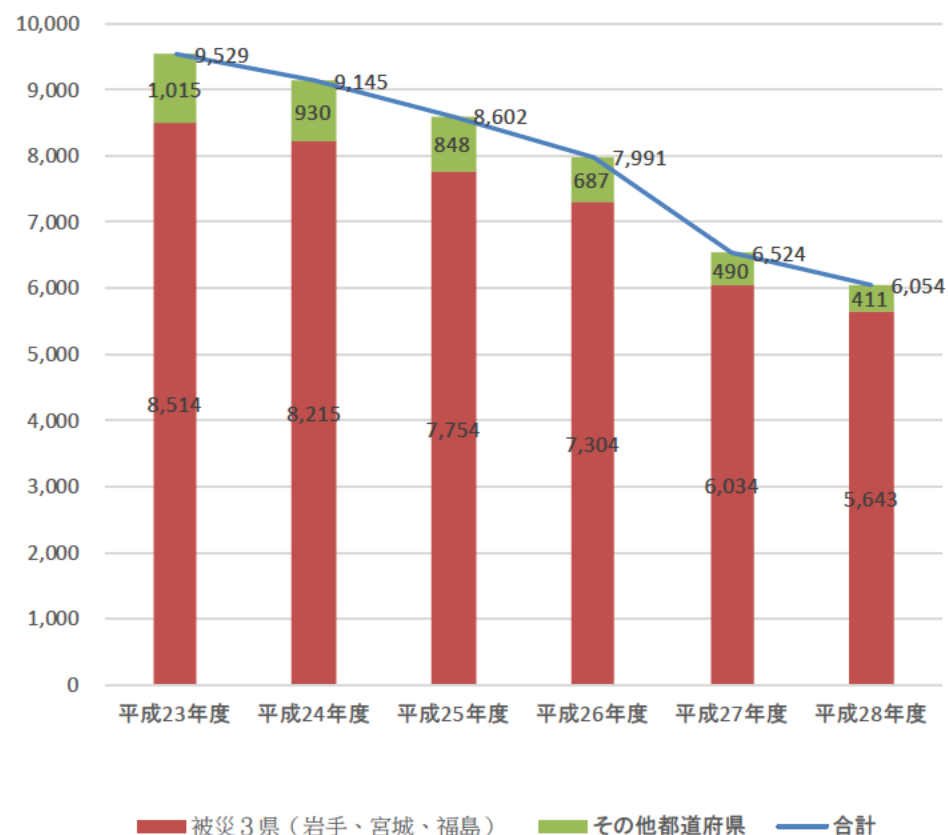
被災児童生徒就学支援等事業 対象人数及び執行状況の推移（平成23～28年度）

※平成23～26年度は被災児童就学支援等臨時特例交付金による

対象人数



執行状況（百万円）



※対象人数の平成27～28年度は速報値

マザーズハローワーク事業の概要

平成29年度予算額 33(30)億円

拠点

マザーズハローワーク（21箇所【平成18年度より設置】）

- ・ 子育て女性等（※）に対する再就職支援を実施する専門のハローワーク。
 - ・ 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、渋谷区、荒川区、立川市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市、熊本市に設置。
- ※ 子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

マザーズコーナー（173箇所【平成19年度より設置】）

- ・ 平成19年度より、マザーズハローワーク未設置地域であって県庁所在地等中核的な都市のハローワーク（平成19年度35箇所、平成20年度60箇所、平成21年度40箇所、平成22年度15箇所、平成23年度5箇所、平成24年度5箇所、平成25年度4箇所、平成26年度2箇所、平成27年度4箇所、平成28年度5箇所、平成29年度5箇所）内のコーナーとして設置。

支援サービスの内容

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供

○ 担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等

個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、担当者制・予約制による職業相談・職業紹介、再就職に資する各種セミナーの実施等総合的かつ一貫した支援の実施

○ 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等

仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や、求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓をするとともに、メール配信等により、事業所情報を提供

○ 地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報の提供

保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供や、地方公共団体の保育行政との連携による保育サービスの現状等に係る説明会の開催等

○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

- ・ キッズコーナー、ベビーチェアの設置や子ども連れでも職業相談等が行える十分な相談スペースの確保
- ・ 相談中の子どもの安全面へ配慮し、キッズコーナーに安全サポートスタッフを配置

福島避難者等就職支援事業における活用（平成25年度から実施） 平成29年度予算額 0.1（0.1）億円

福島避難者等支援事業において、福島県内避難先に従来から設置されているマザーズコーナーの運営体制を充実させ、帰還するまでの間の避難先での一時的な就業または帰還地域での就業を希望する子育て中の求職者個々の希望に応じたきめ細かな就職支援を実施。〔職業相談員4人の配置〕
※避難先のマザーズハローワーク等においても、きめ細かな就職支援を実施。

新たな住宅セーフティネット制度の全体像

※平成29年4月26日

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」公布（半年以内施行）

- 新たな住宅セーフティネット制度は、主に、①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済的支援、③住宅確保要配慮者の居住支援、から成り立っています。

- 都道府県・市区町村による住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進計画の策定
- 賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として都道府県・政令市・中核市に登録
- 都道府県等が登録住宅の情報開示・賃貸人の指導監督

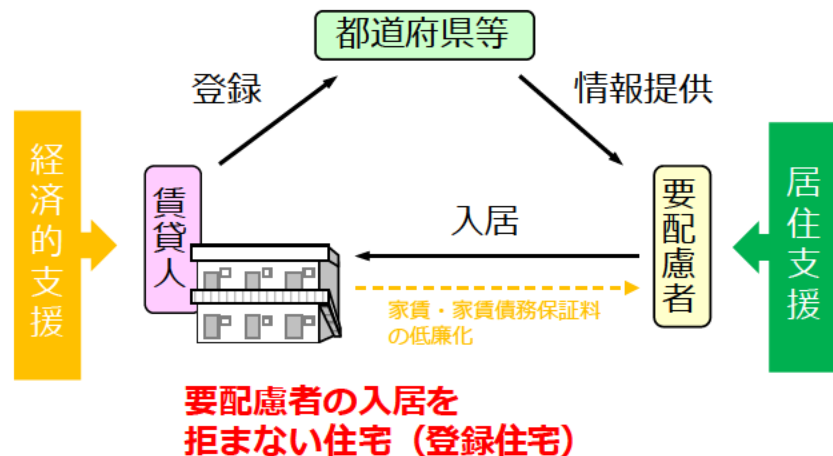
② 登録住宅の改修や入居者への経済的支援

- 国と地方公共団体による改修費への補助（一定期間、国の直接補助あり）
- 住宅金融支援機構による改修費への融資等
- 国と地方公共団体による家賃・家賃債務保証料の低廉化への補助

③ 住宅確保要配慮者の居住支援

- 都道府県による居住支援法人の指定
- 居住支援法人や居住支援協議会による居住支援活動の充実
- 生活保護受給者の住宅扶助費等の代理納付の推進
- 適正に家賃債務保証を行う事業者の登録制度
- 居住支援活動に対する補助

18



住宅確保要配慮者

- 住宅確保要配慮者は、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等です。
- そのほか、外国人、東日本大震災の被災者、地方公共団体の供給促進計画に定める者等とする予定です。

- 19
- ① 低額所得者（「公営住宅法に定める算定方法による月収が15.8万円（収入分位25%）以下の者」とする予定）
 - ② 被災者（発災後3年以内）
 - ③ 高齢者
 - ④ 障害者
 - ⑤ 子ども（高校生相当の年齢以下）を養育している者
 - ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして 国土交通省令で定める者

省令で規定される住宅確保要配慮者（案）

- 外国人等
（条約や他法令において、居住の確保に関する規定が定められている者等を想定）
- 東日本大震災等の大規模災害の被災者（発災後3年以上経過）
- 都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者

- 供給促進計画で定める住宅確保要配慮者を、国の基本方針で例示する予定
- 現在の基本方針では、以下の者を例示している
中国残留邦人、海外からの引揚者、ホームレス、被生活保護者、失業者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、ハンセン病療養所入所者、犯罪被害者、DV被害者 等